

2008年 8月 1日

盗難通帳・インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しへの対応について

唐津信用金庫は、2008年2月20日(水)に全国信用金庫協会より公表された「預金等の不正な払戻しへの対応に関する申し合わせ」に則って、個人のお客さまの盗難通帳やインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しに対して、下記のとおり対応する方針といたしました。

記

1. 盗難通帳による預金等の不正払戻しへの対応について

個人のお客さまが、ご自身の責任によらず盗難通帳による預金等の不正払戻しの被害に遭われた場合については、当金庫に過失がない場合でも、被害の補償を行うこととします。

なお、被害の補償対象外となる場合および補償額の一部減額となる場合の補償要件・補償基準等につきましては、別紙1、別紙2のとおりです。

2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しへの対応について

個人のお客さまが、ご自身の責任によらずインターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しの被害に遭われた場合については、当金庫に過失がない場合でも、被害の補償を行うこととします。

なお、被害の補償対象外となる場合および補償額の一部減額となる場合につきましては、個別の事案ごとにお客さまのお話を伺ったうえで、対応させていただきます。(別紙1参照)

別紙1 盗難通帳・IBに係る補償の対象・要件・基準等について

別紙2 重大な過失または過失となりうる場合

以上

インターネット・バンキングに係る補償の対象・要件・基準等について

項目	盗難通帳（参考）	インターネット・バンキング （モバイル・バンキング、テレホン・バンキングを含む。）
1. 補償対象	個人のお客さま	
2. 補償要件	金融機関への速やかな通知	
	金融機関への十分な説明	
	捜査当局への盗取の届出	捜査当局への被害事実等の事情説明（真摯な協力）
3. 補償基準	預金者無過失の場合 全額補償	
	<p data-bbox="488 608 1032 643">預金者過失ありの場合 75%補償</p> <p data-bbox="353 655 1167 719">(1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合</p> <p data-bbox="353 735 1167 799">(2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合</p> <p data-bbox="353 815 902 850">(3) 印章を通帳とともに保管していた場合</p> <p data-bbox="353 866 1167 930">(4) その他お客さまに上記と同程度の注意義務違反があると認められる場合</p>	<p data-bbox="1339 632 1883 667">預金者過失あり・重過失 個別対応</p> <p data-bbox="1189 703 2040 927">・インターネットの技術やその世界における犯罪手口は日々高度化しており、そうした中で、各金庫が提供するサービスは、そのセキュリティ対策を含め一様ではないことから、重過失・過失の類型や、それに応じた補償割合を定型的に策定することは困難です。したがって、補償を行う際には、被害に遭ったお客さまの態様やその状況等を加味して総合的に判断させていただきます。</p>
4. その他	金融機関への通知が被害発生日の30日後まで行われなかった場合、親族等による払戻の場合、虚偽の説明を行った場合、戦争・暴動等の社会秩序の混乱に乗じてなされた場合等については補償いたしかねます。	

【重大な過失または過失となりうる場合】

1．預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおり。

- (1)預金者が他人に通帳を渡した場合
- (2)預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3)その他預金者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではございません。

2．預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおり。

- (1)通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2)届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- (3)印章を通帳とともに保管していた場合
- (4)その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上